

八尾市地域防災計画（改定素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件名	八尾市地域防災計画（改定素案）についての市民意見募集
2	目的	八尾市地域防災計画（改定素案）の見直しを行うにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の考え方にに基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を適宜反映することを目的として実施します。
3	事務説明	市では、地震や風水害などの自然災害から住民を守るために八尾市地域防災計画を策定しています。前回（令和 4 年）改定から、これまでの期間に法令改正及び国・府計画が変更されたことなどに伴い、それらと整合性を図るとともに、本市組織機構改革等による本部組織等の変更、統計関係数値の更新などの事項も併せて改定を進めています。この素案に対するご意見をお寄せください。
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内及び公表方法	<p>(1) 公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市地域防災計画（改定素案） ・八尾市地域防災計画の改定について（概要） <p>(2) 公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本館（6 階危機管理課、3 階情報公開室及び 1 階総合案内）、市内各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、生涯学習センター、各図書館、社会福祉会館での閲覧 ・八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和 6 年 12 月 16 日（月）～令和 7 年 1 月 15 日（水）
7	意見募集期間	令和 6 年 12 月 16 日（月）～令和 7 年 1 月 15 日（水）（必着）
8	必須記入事項	<p>(1) タイトル「八尾市地域防災計画（改定素案）についての市民意見」</p> <p>(2) 意見・提言</p> <p>(3) 連絡先（任意）</p> <p style="padding-left: 2em;">（氏名又は団体名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）</p> <p>※提出された連絡先等の個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。</p>

9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含む。） 八尾市役所本館 6階 八尾市 危機管理課</p> <p>(2) 郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 危機管理課</p> <p>(3) ファクシミリ : 072-924-3968</p> <p>(4) 電子メール : kikikanri@city.yao.osaka.jp</p> <p>(5) 電子申請システム</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和7年2月上旬を予定）、情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。</p> <p>(2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文には出来るだけ記入しないよう、ご注意ください。</p> <p>(3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。</p> <p>(4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問い合わせ)	<p>八尾市 危機管理課</p> <p>電話 : 072-924-3953 (直通)</p>